

令和 2 年 3 月 30 日 告示第 163 号

改正 令和 4 年 3 月 30 日 告示第 182 号

盛岡市産学共同研究等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 新技術の導入及び技術の高度化を図るため、市内中小企業者等が産学共同研究又は委託研究（以下「産学共同研究等」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中小企業者等 次に掲げるもの（当該年度において当該補助金の交付を受けていないものに限る。）であって、優れた産学共同研究等を実施しようとするもの（当該産学共同研究等の課題と同一の課題について研究を実施するものとして、過去に当該補助金及び他の補助金の交付を受けたことがあるものを除く。）として別に定めるところにより市長が選定したものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者で、市の区域内に事業所を有するもの

イ アに掲げる者を構成員とする団体で、市の区域内に事務局を有するもの

(2) 大学等 大学及び高等専門学校並びに国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関をいう。

(3) 産学共同研究 市内中小企業者等が大学等と共同で実施する研究をいう。

(4) 委託研究 市内中小企業者等が大学等に委託して実施する研究をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 3 第 1 に規定する経費は、産学共同研究等の実施に要する経費として大学等に支払う経費とし、これに対する補助額は、当該経費の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第 4 規則第 3 条に規定する補助の実施期限は、令和 7 年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 産学共同研究等を実施した件数

(2) 補助事業者が新たに開発しようとする製品又は開発した製品の件数

(3) 補助事業者の売上高

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期限は、別表のとおりとする。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	別に定める。
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。
規則第21条第2項	補助事業財産処分承認申請書	1部	別に定める。